

要 旨

本稿は、海上自衛隊が所蔵する日本海軍史料の保存管理について、江田島、鹿屋、佐世保、呉に設置されている海上自衛隊史料館等を例に、アーカイブズ管理論の観点から検討するものである。

昭和 20 年の敗戦時に焼却処分を免れた陸海軍文書の一部は現在、防衛研究所など防衛省・自衛隊の部隊・機関に所蔵されており、海上自衛隊でその中心的役割を担っているのが海上自衛隊史料館等である。その所蔵資料は海軍時代、海上自衛隊創設後にまたがる文書史料及びモノ資料約 53, 000 点であり、日本海軍史料はその一部を構成する文書史料である。

ただし、海上自衛隊史料館等が所蔵する文書史料、特に日本海軍史料のほとんどは行政文書、特定歴史公文書等、物品、いずれにも登録されておらず、史料を後世に伝えていく上で大きな不安要素となっている。

海上自衛隊の歴史保存に関する内規「海上自衛隊の歴史保存に関する達」では、その対象時期に創設以前(=海軍時代)が含まれること、海上自衛隊の広報に資する施設として史料館等を置くことが明記され、海上自衛隊史料館等が日本海軍史料を保有する根拠となっている。ただし、海上自衛隊史料館等は関連法規である公文書管理法、博物館法いずれの対象にもなっておらず、一部の館で文書史料も含めた所蔵資料が物品登録されている以外は、法的な保有根拠を持たないまま所蔵されている状況にある。内規で史料管理者に指定された各館所属基地の指揮官、実質的には担当職員に所蔵資料の処置判断が委ねられていることは、各館に史料管理の専門教育を受けた職員がおらず、評価・選別に関する統一的な規定もない海上自衛隊の現状と相まって、所蔵資料が恣意的に処分されかねない状況をもたらしている。

この問題における喫緊の課題は、各館に所蔵されている資料、特に日本海軍史料が文書、物品、いずれの登録もされず、海上自衛隊がこれを保有する法的根拠がない状態を早期に解消することである。このため、対策を現行の法令・制度下ですぐに実施できる短期的施策、海上自衛隊史料館等の組織、制度、人員養成のあり方を見直す中長期的施策に分けて検討する必要がある。

本稿では前者に公文書管理法に基づく史料管理制度が整備されるまでの暫定処置として、日本海軍史料の物品登録を推進し、その保全を図ること、後者に海上自衛隊史料館等を公文書管理法第 4 条第 3 項が規定する「歴史資料等保有施設」に指定し、日本海軍史料を「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」として保存管理することを提言する。

こうして現行の法令・制度下で実施可能な施策によって「時間を稼いでいる」間に、組織の改組・新編、人員の養成といった、法令・政令の改正や予算措置の必要な中長期的施策を準備していくのが、問題解決の正攻法であると考え。海上自衛隊史料館等における日本海軍史料の保存管理問題は、それがいくつもの行政的問題が絡み合っただけに、直面する現実的課題を処理しつつ、漸進的にアーカイブズ管理の理念を追求していくという姿勢によってこそ、解決に向けて歩みを進めることができると言えよう。